

## むかわ町ふれあい農園使用者誓約書

私は、むかわ町ふれあい農園（以下「農園」という。）を使用するに当たり、下記の条件を遵守することを誓約いたします。

第1条 農園の利用時間は日の出から日没までとし、農機具の貸し出し等については午前8時から午後5時までとします。

第2条 農園では、野菜及び一年草の花きのみを栽培し、施設の建設など作物栽培以外の用途に使用いたしません。

第3条 この農園は、私及び私の家族等が土に親しみ、収穫の喜びを得るために使用するものとし、営業に使用することはいたしません。

第4条 使用期間中、他の使用者の作物栽培などに迷惑をかけないようにいたします。また、近隣の農地等に立ち入りません。

第5条 使用期間中において、1か月以上農園を放置、かつ使用しなかった場合又はこの誓約書の条項に違反したときは、以後の使用を拒否されても異議ありません。

第6条 使用期間中の不慮の事故、または農園内の作物等が盗難や損傷された場合において、異議申し立ていたしません。

第7条 使用期間終了後は、作物等を速やかに処分いたします。なお、作物等を放置している場合は処分されても異議ありません。

第8条 農園の施設等の使用後は、責任を持って原状回復いたします。

第9条 故意又は過失により農園施設等に損害をあたえたときは、賠償いたします。

令和 年 月 日

むかわ町長 様

住 所

氏 名

印

（電話

）